

工事現場からの排出以外

記入例

福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
第4条第1項及び第7条第1項関係

一般・産業廃棄物搬入許可申請書（新規・**継続**）

〇〇年〇〇月〇〇日

福知山市長 様

（申請者）

事業所住所 〒620-0000
福知山市三和町〇〇〇〇番地

フリガナ フクチャマカブシキガイシャ
事業所名 福知山株式会社

フリガナ フクチ タロウ
事業主名 福知 太郎

事業主住所（※事業所住所と異なる場合に記入）
〒620-0000
福知山市字牧〇〇番地

市から事業主宛に文書を送付することがあるため、事業所住所と異なる場合に記入してください。
（市内複数か所のアパートやコンビニエンスストア等の管理事業主を想定）

電話番号 0773-00-0000

メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇. 〇〇

業種（※日本標準産業分類の大分類に沿って記入）
製造業

【別紙】業種一覧表を参照してください。

常用従業員数 20名

新規の場合は記入不要です。

搬入証番号 第 123456 号

【搬入許可申請の誓約】

- 当事業所の事務所等から排出される一般・産業廃棄物を、市の規定に従い許可条件を厳守し、責任を持って搬入しますので、福知山市にて処分していただきますよう申請します。

誓約事項を確認し、チェック欄を記入してください

- 毎月25日を申請期限とし、翌月1日に搬入証及び搬入カードを交付します。
- 搬入証交付日から1か月以上受け取りに来られない場合は、許可を取り消します。

●事業所の事務所等から排出する廃棄物の種類及び量

搬入する予定の廃棄物の番号に○と、年間の搬入予定量を記入してください

	項目	産業廃棄物の種類	搬入予定量 (年間見込)
1	産業廃棄物 (可燃)	紙屑	建設業・製本業・印刷加工業・新聞業等から出るもの t
2		木屑	建設業・家具製造業・パルプ製造業等から出るもの 貨物の流通のために使用したパレットから出る木くず t
3		繊維屑	建設業・繊維工業等から出るもの t
4		動植物性残さ	食料品製造業・飼料製造業・医薬品製造業等 t
5		動物の死体	酪農業・畜産業等から出るもの t
		動物のふん尿 動物系固形不要物	
6	ゴム屑	天然ゴム t	
7	産業廃棄物 (不燃)	※燃え殻	廃棄物焼却灰・灰かす・石灰かす・コークス灰等 t
8		※汚泥	工場排水等の処理後に残るもの・製造工程で生ずるもの t
9		※鉍さい	鋳物廃砂・粉炭かす等 t
10		※ダスト類	集塵施設で集塵されたもの t
11		廃プラスチック類	発泡スチロール・塩ビ・バンパー・ビニール類・その他 1 t
12		がれき類	瓦・コンクリート破片等 (<u>アスファルト・コンクリートガラを除く</u>) t
13	金属屑	鉄屑・トタン・ブリキ・空き缶等 t	
14	ガラス屑及び 陶磁器屑	ガラス破片・ガラス繊維・陶磁器屑・ビン等 0.5 t	
	項目	一般廃棄物の種類	搬入予定量 (年間見込)
15	一般廃棄物	上記以外の可燃ごみ (生ごみ・事務用雑ごみ・机・椅子等)	2 t

★ 福知山市以外で発生した廃棄物は搬入できません。

★ ※印 (燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類) については、成分分析結果を添付して下さい。

★ 工事現場から排出される廃棄物の搬入には、『産業廃棄物の搬入許可申請書』が必要です。

●廃棄物の搬入方法（下記より選択し記入してください。）

- 1) 自社搬入します・・・①
- ② 自社搬入し、一部収集運搬業者に委託します・・・①②
- 3) 全て収集運搬業者に委託します・・・②

①下記の車輛で廃棄物を自社搬入します。

	搬入車輛のナンバー（〇〇〇〇）	積載 t 数
1	1 2 - 3 4	2 t
2	5 6 - 7 8	0. 3 5 t
3		
4		

【搬入カード貸与に係る誓約】

- 搬入車両に変更が生じた場合は、直ちに変更の申請を行うとともに、変更により不要となる搬入カードを返却します。
- 本申請により貸与を受ける搬入カードを紛失（破損）した場合は直ちに届け出ます。

誓約事項を確認し、チェック欄を記入してください。

②下記の収集運搬業者へ廃棄物の搬入を委託します。

委託業者：夜久野株式会社	
住 所：福知山市大江町〇〇〇〇番地	
許可番号：	産業廃棄物 第 〇〇〇〇〇〇 号
	一般廃棄物 第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号
電話番号：	0 7 7 3 - 〇〇 - 〇〇〇〇